

札幌市豊平川さけ科学館の維持管理に関する協定書



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市豊平川さけ科学館条例（昭和 59 年条例第 42 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）が札幌市豊平川さけ科学館（以下「さけ科学館」という。）の指定管理者に公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）を指定するに当たり、甲と乙とは、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 8 条の規定に基づき、さけ科学館の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 章 総則

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、さけ科学館を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この協定に定める許可、承認、請求、指示、報告、取消及び停止等は、原則として書面にて行わなければならない。

（指定期間等）

第 2 条 甲が乙をさけ科学館の指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

2 第 7 条に定める管理業務及び第 34 条に定める自主事業（以下「管理業務等」という。）に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（基本合意）

第 3 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 甲は、さけ科学館の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度の目的を十分に理解し、乙が行う管理業務等の計画を尊重するものとする。

3 乙は、さけ科学館の設置目的を十分に理解し、管理業務等を効率的に遂行するとともに、的確に市民ニーズを把握し、サービスの向上に努めるものとする。

（権利の譲渡禁止等）

第 4 条 乙は、この協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

第 2 章 管理業務の実施

（管理物件）

第 5 条 乙が管理するさけ科学館の土地、建物、設備、備品等（以下「管理物件」という。）の内容は、札幌市豊平川さけ科学館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとす。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(管理物件の使用)

第6条 乙は、管理業務を遂行するため、管理物件を無償で使用するができる。

2 乙は、管理物件を管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、第33条に定める自主事業を行う場合は、甲の承認を得て管理業務の範囲を超えた管理物件の使用を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により管理物件を使用する場合において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を必要とするときは、札幌市公有財産規則（昭和39年規則第46号）に定めるところにより、甲に対して、行政財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

(管理業務の範囲)

第7条 乙が行う管理業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 統括管理業務

(2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務

(3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(4) 施設の利用等に関する業務

(5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

2 管理業務の細目及び管理の基準は、仕様書に定めるとおりとする。

3 甲は、必要かつやむを得ない事情があると認めたときは、乙と協議の上、仕様書に定める業務の細目又は管理の基準を変更することができる。

(業務計画書等の提出)

第8条 乙は、指定期間の各年度ごとの管理業務に係る業務計画書及び収支計画書を作成し、当該年度の前年度の3月24日までに甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の収支計画書は、甲の定めた様式によるものとする。

(雇用条件の確保)

第8条の2 乙がさけ科学館の業務を行うために必要な従事者に支払う賃金の最低額は、時給1,010円相当とする。ただし、北海道の最低賃金額がこれを上回る場合には、当該金額を最低額とする。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例、札幌市豊平川さけ科学館条例施行規則（昭和59年規則第66号。以下「規則」という。）その他の関係規程並びにこの協定を遵守し、仕様書及び前条の業務計画書に基づき、管理業務を行わなければならない。

(委託の禁止)

第10条 乙は、管理業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次に掲げる業務は、この限りでない。

(1) 施設の清掃業務

(2) 施設の警備業務

(3) 施設、設備及び備品の保守管理業務

(4) 施設、設備及び備品の修繕業務

(5) 広報、啓発、調査、研究、催事等により一時的に発生する軽微な事務に関する業務

(6) その他甲が必要と認める業務

- 2 乙は、前項各号(第5号を除く。)に掲げる業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙が管理業務の一部を実施させた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、乙がこれを負担するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、管理業務等を行うに当たって乙が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第4章及び第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定その他関係規程のほか、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより、適正に対応しなければならない。

(情報公開)

第12条 乙は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2第1項の規定に基づき、管理業務等を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の文書について、札幌市情報公開条例第22条の2第2項の規定に基づき、甲に対する文書の閲覧、写しの交付等の申出があった場合において、甲から文書の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(札幌市行政手続条例の遵守)

第13条 乙は、施設の使用承認等の手続について、札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)に定めるところにより、適正に処理しなければならない。

(札幌市オンブズマンへの協力)

第14条 乙は、札幌市オンブズマン条例(平成12年条例第53号)第20条の規定に基づき、札幌市オンブズマンから調査の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、管理業務等を実施する上で知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(情報資産に関するセキュリティ対策)

第16条 乙は、管理業務に係る情報資産を取り扱うに当たり、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

第3章 管理費用

(管理費用)

第17条 甲は、管理業務に係る費用(以下「管理費用」という。)として、金215,668,000円を乙に支払うものとする。

- 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと4回に分割して支払うものとし、各期の支払

金額について、乙の請求があった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 回目	4 月	12,776 千円	12,776 千円	12,776 千円	13,595 千円	12,776 千円
2 回目	7 月	12,776 千円	12,776 千円	12,776 千円	13,595 千円	12,776 千円
3 回目	10 月	12,776 千円	12,776 千円	12,776 千円	13,595 千円	12,776 千円
4 回目	1 月	4,260 千円	4,260 千円	4,260 千円	4,531 千円	4,260 千円
合 計	—	42,588 千円	42,588 千円	42,588 千円	45,316 千円	42,588 千円

- 3 乙は、第 1 項の管理費用とは別に、別紙「賃金水準スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第 2 項に定める支払金額に加算又は減算して請求するものとする。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
—	0 円	0 円	0 円	0 円

- 4 甲は、第 21 条第 2 項に定める業務報告書の提出がない場合その他甲が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、管理費用の全部又は一部の支払を停止することができる。
- 5 指定期間中に条例の改正又は第 7 条第 3 項の規定による仕様書に定める業務の細目若しくは管理の基準の変更に伴い管理費用が増加し、又は減少する場合は、甲乙協議の上、第 1 項に定める管理費用の額及び第 2 項に定める支払金額を変更することができる。
- 6 指定期間中に経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により、第 1 項に定める管理費用の額が著しく不適当となった場合は、甲乙協議の上、当該管理費用の額及び第 2 項に定める支払金額を変更することができる。

（経理の区分）

第 18 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、管理費用、その他の収入を歳入とし、管理業務に要する経費を歳出として、他の会計と区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、管理業務に係る経費の収支について、公募単位ごとに帳簿等を整理しなければならない。

- 3 乙は、第 33 条に定める自主事業を行う場合、当該自主事業の収入及び支出について、第 1 項の経理とは別に、実施する事業ごとに区分して経理しなければならない。

（修繕費等の負担）

第 19 条 管理物件の修繕等については、1 件（合理的な理由のある工事単位又は物品単位をいう。以下同じ。）につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは甲の負担で行うものとし、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは乙の負担で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の管理瑕疵に基づく管理物件の損傷に伴う修繕等は、乙の負担で行うものとする。

（備品の調達及び帰属）

第 20 条 管理物件である備品が管理業務等の用に供することができなくなった場合は、仕様書に定めるところにより、甲又は乙の負担で更新するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により滅失し、又は毀損した場合は、乙の負担で備品を調達しなければならない。

- 2 前項の備品以外の物品で、乙が必要とするものは、乙の負担で調達し、管理業務等の用に供することができる。
- 3 第1項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属し、前項の規定により調達した物品の所有権は乙に帰属する。

第4章 事業報告

(事業報告)

第21条 乙は、毎年度終了後、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、仕様書で定める期日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。また、当該年度の乙の経営状況を説明する書類について、確定後速やかに提出しなければならない。

- (1) 管理業務等の実施状況
- (2) 自主事業の実施状況
- (3) 管理業務等に係る収支決算(甲の定める様式によること)
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、四半期終了後、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、仕様書で定める期日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、毎月10日までに、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) その他甲が必要と認める事項
- (報告・調査・指示)

第22条 甲は、管理業務等の適正を期するため、乙に対して、管理業務等又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第5章 指定の取消し等

(指定の取消し及び管理業務の停止)

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が条例、規則又はこの協定に違反したとき。
- (2) 乙が地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、若しくは調査を妨げ、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 乙が地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (4) 乙が札幌市豊平川さけ科学館指定管理者募集要項に定めた申込資格を失ったとき。
- (5) 指定管理者の申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (6) 乙の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 乙の責めに帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
- (9) 不可抗力(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の甲又は乙の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。以下同じ。)又は法令の改正その他の制度変更により管理業務を遂行することが困難になったとき。
- (10) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団関係事業者」という。)に該当すると認められるとき。
- (11) 相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団関係事業者であることを知りながら、乙が当該相手方と委託や物品調達などの協定に関連する契約(以下「関連契約」という。)を締結したと認められるとき。
- (12) 乙が暴力団員又は暴力団関係事業者と関連契約を締結していた場合(前号に該当する場合は除く。)に、甲がその関連契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理運営に当たり、暴力団を利することとならないように必要な措置を講じなかったとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消された場合は、乙は、指定を取り消された日から30日以内に、第21条第1項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合は、既に乙に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。
- 4 第1項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合(第9号に掲げる事由による場合を除く。)は、乙は、当該取消し等により生じた甲の損害を賠償しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、乙に損害が生じることがあっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。
- 6 第1項第9号に掲げる事由により甲が乙の指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の一部又は全部の停止を命じた場合における甲又は乙に生じた損害の負担については、甲乙協議の上定める。

第6章 事故発生時の対応等

(事故発生の報告等)

第24条 乙は、管理業務等を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、管理業務等を行うに当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、第 23 条第 4 項の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、甲の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

2 乙は、管理業務等を行うに当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、甲は乙に対して、賠償した金額の全部又は一部を求償することができる。

(リスク分担)

第 26 条 管理業務に関するリスク分担は、別表のとおりとする。

第 7 章 雑則

(帳簿等の整備保管)

第 27 条 乙は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これらを 5 年間保管しなければならない。

(1) 事業日誌

(2) 第 29 条の規定により届け出た管理業務に関する諸規程

(3) 文書管理簿

(4) 各年度の事業計画書及び事業報告書

(5) 収支予算及び収支決算に関する書類

(6) 金銭の出納に関する帳簿

(7) 物品の受払に関する帳簿

(8) その他甲が必要と認める書類

(重要事項の変更の届出)

第 28 条 乙は、定款(寄附行為)、団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名等に変更が生じた場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(規程等の整備)

第 29 条 乙は、管理業務に関する諸規程を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(原状回復)

第 30 条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

(業務の引継ぎ)

第 31 条 乙は、指定期間が満了するときは指定期間の満了の日までに、指定管理者の指定を取り消された時には速やかに、次の指定管理者又は甲による管理業務等が円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、次の指定管理者又は甲に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定により乙が次の指定管理者に業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示するところにより、管理物件及び管理業務等に必要な書類を速やかに次の指定管理者又は甲

に引き渡さなければならない。

4 甲は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

5 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(準備行為)

第32条 乙は、指定期間の開始の日の前日までに、管理業務等の遂行に必要な資格その他の能力を有する人材を確保し、必要な研修等を行い、管理業務等の遂行に必要な一切の準備を行わなければならない。

2 乙は、管理業務の準備のために必要な場合は、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができる。

3 甲は、乙の管理業務等の準備を円滑に行うため、必要な指示、助言及び協力をするものとする。

(自主事業)

第33条 乙は、第7条第1項に定める業務のほか、次に掲げる事業を、自己の責任と費用により、自主事業として実施することができる。

（1）当該事業がさけ科学館の設置目的に合致し、かつ、管理業務の遂行を妨げない範囲において、仕様書に定める承認要件の全てに該当する事業

（2）当該事業がさけ科学館の設置目的には合致しないが、さけ科学館の利便性を高める等の目的があり、かつ、管理業務の遂行を妨げない範囲において、仕様書に定める承認要件の全てに該当する事業

2 乙は、前2項に定める自主事業を実施する場合は、甲に当該自主事業に係る事業計画書及び収支計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により乙が実施する自主事業が承認要件のいずれかを欠くと認められる場合（承認すべきではない事業と認められた場合も含む）及び仕様書に従って事業が実施されていると認められない場合は第3項の承認を取消することができる。

(協議会の設置)

第34条 甲及び乙は、さけ科学館の管理運営に関する協議及び調整を行うため、札幌市豊平川さけ科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、必要に応じて、利用者団体、地元自治会等を構成員とする。

3 協議会の運営に関し必要な事項は、甲乙協議の上定める。

(裁判管轄)

第35条 この協定に関する訴訟は、札幌市を管轄する裁判所に提訴する。

(協定の改定)

第36条 甲及び乙は、特別の事情がある場合に限り、協議の上この協定を改定することができる。

(その他)

第37条 この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定

める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年3月14日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公益財団法人札幌市公園緑化協会

代表者 理事長 近藤 哲



別表（リスク分担表）

種 類	内 容	負担者	
		甲	乙
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	乙の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	乙の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のもの	○	
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のもの		○
	乙の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	甲が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	乙が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	乙の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。